

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成30年6月19日

【会社名】 セキ株式会社

【英訳名】 S E K I C O . , L T D .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 宏 孝

【本店の所在の場所】 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

【電話番号】 (089)945 0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松友 孝之

【最寄りの連絡場所】 愛媛県松山市湊町七丁目7番地1

【電話番号】 (089)945 0111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理本部長 松友 孝之

【縦覧に供する場所】 名称名称 株式会社東京証券取引所  
(所在地) (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月14日開催の第69期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年6月14日

### (2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当(第69期期末配当)の件

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき金12円 配当総額49,985,328円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月15日

第2号議案 定款一部変更の件

会社法の改正や社会情勢などを踏まえ、本総会において社外取締役を選任いたします。今後、コーポレートガバナンスの更なる強化ならびに経営の透明性向上を図るため、第16条に定めております取締役の員数を2名増員し、現在の10名以内から12名以内へ変更するものであります。さらに、株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、第12条ならびに第20条第1項に定めております株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役社長から代表取締役へ変更するものであります。

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員(9名)が任期満了となります。今後、コーポレートガバナンスの更なる強化ならびに経営の透明性向上を図るため、取締役10名(関 啓三、関 宏孝、土居尉二、西上慎司、関 宏成、関 宏康、藤原武彦、松友孝之、岡田克志、宮部高至)を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の配当(第69期 期末配当)の件	37,858	0	0	(注)1	可決 90.9
第2号議案 定款一部変更の件	37,858	0	0	(注)2	可決 90.9
第3号議案 取締役10名選任の件				(注)3	
関 啓三	37,858	0	0		可決 90.9
関 宏孝	37,858	0	0		可決 90.9
土居尉二	37,858	0	0		可決 90.9
西上慎司	37,858	0	0		可決 90.9
関 宏成	37,858	0	0		可決 90.9
関 宏康	37,858	0	0		可決 90.9
藤原武彦	37,858	0	0		可決 90.9
松友孝之	37,858	0	0		可決 90.9
岡田克志	37,858	0	0		可決 90.9
宮部高至	37,858	0	0		可決 90.9

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。  
4. 当該株主総会において議決権を行使することができる株主の有する議決権の数は、41,653個であります。